

株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行による共同株式移転に関する 審査結果について

平成29年12月15日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社第四銀行（法人番号7110001000007）（以下「第四銀行」という。）及び株式会社北越銀行（法人番号9110001023146）（以下「北越銀行」という。）から独占禁止法の規定に基づく共同株式移転に係る計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められたので、第四銀行及び北越銀行に対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行い、本件審査を終了した。

第1 本件の概要

本件は、第四銀行及び北越銀行が、共同株式移転の方法により、両者の事業を統合すること（以下「本件統合」という。）を計画しているものである。

第2 本件の経緯

平成29年 6月20日 共同株式移転に関する計画の届出の受理（第1次審査の開始）
7月19日 報告等の要請（第2次審査の開始）
12月 6日 全ての報告等の受理
（意見聴取の通知期限：平成30年3月7日）
12月15日 排除措置命令を行わない旨の通知

第3 結論

公正取引委員会は、本件統合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはないと判断した（審査結果の詳細は別紙参照）。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
電話 03-3581-3719（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

本件審査の概要図（事業性貸出し）

審査の視点

一定の取引分野の画定

競争の実質的制限についての検討

本件統合により、中小企業を中心とする需要者にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になり、競争を実質的に制限することとなるか

当事会社は、地理的範囲を「新潟県」とすることが適当と主張
(より詳細に地域を分けて審査を行う場合には、「新潟県内の10経済圏」に分けることも考えられると説明)

需要者が実際に借入れを行う範囲等を踏まえ以下のとおり画定

- ※ 新潟県外に所在する銀行等から借入れを行う者はほとんどいない
- ※ 10経済圏の外から借入れを行う中小企業は約1割に過ぎない
- ※ ネット銀行、フィンテック企業等からの借入れの実態は確認できなかった

大企業・中堅企業向け貸出し：新潟県

⇒競争を実質的に制限することとはならないと判断

中小企業向け貸出し：新潟県内の10経済圏

統合後の当事会社

【合算市場シェア】
約40－60%（第1位）

(参考) 統合前の市場シェア

【第四銀行】
約25－35%
【北越銀行】
約10－35%

牽制力

競争事業者

各経済圏に、以下のような地銀、
信金又は信組が1から3存在

【市場シェア】
約10－30%

【需要者の認識】
当事会社と代替的な借入先

【競争状況】
相当程度勧誘等を行う

【供給余力】
資金面・体制面とも十分

需要者は、借入先変更が一定程度容易

中小企業にとって借入先に係る十分な選択肢が
確保できなくなるような状況にはならない

競争を実質的に制限することとはならないと判断

株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行による共同株式移転に関する審査結果について

第1 当事会社

株式会社第四銀行（以下「第四銀行」といい、同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「第四銀行グループ」という。）及び株式会社北越銀行（以下「北越銀行」といい、同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「北越銀行グループ」という。また、第四銀行及び北越銀行を併せて「当事会社」、第四銀行グループ及び北越銀行グループを併せて「当事会社グループ」という。）は、銀行業を営む会社である。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、当事会社が、共同株式移転の方法により、両者の事業を統合すること（以下「本件統合」という。）を計画しているものである。

関係法条は、独占禁止法第15条の3である。

第3 本件審査の経緯等

1 本件審査の経緯

当事会社は、平成29年3月以降、本件統合が競争を実質的に制限することとはならないと考える旨の意見書及び資料を自主的に公正取引委員会に提出し、当委員会は、当事会社の求めに応じて、当事会社との間で数次にわたり会合を持った。その後、同年6月20日に当事会社から、独占禁止法の規定に基づき本件統合に係る共同株式移転の計画届出書が提出されたため、当委員会はこれを受理し、第1次審査を開始した。当委員会は、上記計画届出書その他の当事会社から提出された資料のほか、競争事業者、需要者等に対するヒアリングの結果等を踏まえつつ、第1次審査を進めた結果、より詳細な審査が必要であると認められることから、同年7月19日に当事会社に対し報告等の要請を行い、第2次審査を開始するとともに、同日、第2次審査を開始したこと及び第三者からの意見書を受け付けることを公表した。

第2次審査において、当委員会は、当事会社の求めに応じて、当事会社との間で数次にわたり会合を持ち、論点等の説明及び議論を行った。また、当事会社から順次提出された報告等のほか、競争事業者、需要者等に対するヒアリング及び需要者アンケート¹の結果等を踏まえて、本件統合が競争に与える影響について審査を進めた。

なお、当事会社に対する報告等の要請については、平成29年12月6日に提出された報告等をもって、全ての報告等が提出された。

¹ 新潟県における需要者の実際の借入状況や金融機関の利用に関する認識等を広く把握するため、新潟県に所在する需要者のうち約6,900社に対しアンケート調査を実施した（有効回答率は約50%）。

2 審査結果の概要

公正取引委員会は、当事会社グループが競合関係に立つ取引分野のうち、特に、本件統合による競争上の影響が最も大きいと考えられる「事業性貸出し」については、本件統合により中小企業を中心とする需要者にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になり、競争を実質的に制限することとなるかどうかという観点から、重点的に審査を行った。その結果、後記第4及び第5に詳述のとおり、本件統合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

なお、非事業性貸出しや預金等、事業性貸出し以外の取引分野については、当事会社に対する牽制力として機能する競争事業者が複数存在する等の事情が認められることから、いずれも本件統合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはないと判断した。

第4 事業性貸出しに係る一定の取引分野

1 役務範囲

(1) 事業性貸出しと非事業性貸出し

当事会社を含む金融機関が行う資金の貸付け等のいわゆる貸出業務は、事業者を対象とする事業性貸出しと一般消費者を対象とする非事業性貸出しとに大別される。事業性貸出しは事業者が運転資金や設備資金等の事業に必要な資金を調達するものであるのに対し、非事業性貸出しは一般消費者が住宅や教育等の消費生活に必要な資金を調達するものであり、両者は需要者が異なるとともに用途が異なる。このため、両者は需要者にとっての代替性が認められない。

また、事業性貸出しは個々の需要者の事業や財務の状況等に応じて貸出条件を設定する必要があるため、金融機関には定期的に事業者を訪問しながら信用状況に係る情報等を収集、評価し、貸出条件に反映させるための専門性のほか、拠点となる店舗や一定規模の営業人員が必要となる。一方、非事業性貸出しはあらかじめ一定の貸出条件が設定され、貸出審査を保証会社による審査に依拠する場合も多いため、事業性貸出しに求められるような専門性や店舗、人員等の体制までは必要とならない。このため、両者は供給者にとっての代替性も限定的である。

したがって、「事業性貸出し」と「非事業性貸出し」は、それぞれ別の役務範囲として画定した。

(2) 事業性貸出しの役務範囲

当事会社は、地方銀行であり、大企業・中堅企業、中小企業²及び地方公共団

² 中小企業基本法第2条第1項の規定を踏まえ、製造業等については資本金の額等が3億円以下又は従業員数が300人以下、卸売業については資本金の額等が1億円以下又は従業員数が100人以下、サービス業については資

体に対して事業性貸出しを行っているが、これら需要者は、その事業規模、事業を展開する範囲、事業の性質等が異なるため、借入金額や取引方法等が異なる。また、借入先である金融機関の業態によって貸出対象者に係る制限が異なることから、取引を行う金融機関が異なる。このように、事業性貸出しについては、取引の相手方によって取引の実態が異なっているため、「大企業・中堅企業向け貸出し」、「中小企業向け貸出し」及び「地方公共団体向け貸出し」を別の役務範囲として画定した。

新潟県における大企業・中堅企業向け貸出しの市場規模は約4千億円、中小企業向け貸出しの市場規模は約2兆5千億円、地方公共団体向け貸出しの市場規模は約1兆3千億円である。

上記3つの役務範囲のうち、地方公共団体向け貸出しについては、新潟県においては基本的に入札や公募の手続により借入先の金融機関が選択されており、本件統合後も当回事社を含む複数の金融機関の間で従前どおりの競争が行われると認められることから、本件統合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。以下、大企業・中堅企業向け貸出し及び中小企業向け貸出しについて詳述する。

(3) 競争事業者の範囲

ア 大企業・中堅企業向け貸出し

大企業・中堅企業は、事業規模が比較的大きく、多額の資金を必要とすることから、借入金額が比較的大きい傾向にある。この点、銀行については、貸出対象者の規模、業種等に関する法令上の制限がなく、大口信用供与規制による貸出限度額も大きいため、大企業・中堅企業は、各銀行を代替的な借入先とすることが可能である³。

一方、農業協同組合等（以下「農協等」という。）については、法令等により、基本的に貸出対象者が農業者等に限られている。株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」という。）については、長期かつ多額の事業資金を必要とする場合に、民間金融機関からの資金調達を補完する目的で利用されている。このため、大企業・中堅企業が、農協等及びDBJを代替的な借入先とできる場合は限られている。

また、信用金庫、信用組合、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）及び株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）については、法令等により、貸出対象者が基本的に中小企業に限られていることから、大企業・中堅企業は、これらの金融機関を代替的な借入先とするこ

本金の額等が5千万円以下又は従業員数が100人以下、小売業については資本金の額等が5千万円以下又は従業員数が50人以下の会社等を「中小企業」とし、これに該当しない会社等を「大企業・中堅企業」とした。

³ 新潟県内においては、インターネットや電話などの通信端末を介した取引を中心とする、いわゆるネット銀行による後記イの中小企業向け貸出しを含む事業性貸出しの実績は確認できなかった。

とができない。

さらに、後記イの中小企業向け貸出しを含め、いわゆるフィンテック企業やクラウドファンディングによるものなど、従来の金融機関からの借入れ以外の新たな方法による借入れの実績は確認できず、当面競争圧力として働くほど増加することも見込まれない。

したがって、大企業・中堅企業向け貸出しの競争事業者の範囲は銀行とし、農協等及びDBJについては、隣接市場からの競争圧力として検討を行った。

イ 中小企業向け貸出し

中小企業は、事業規模が比較的小さく、借入金額も比較的小さい傾向にある。この点、銀行のほか信用金庫及び信用組合についても中小企業は貸出対象者となるため、中小企業は、銀行、信用金庫及び信用組合を代替的な借入先とすることが可能である。

一方、農協等は、前記アのとおり、貸出対象者が基本的に農業者等に限られている。また、商工中金及び日本公庫は、政府系金融機関として、法令等に基づき、基本的に民業補完の観点から民間金融機関から借り入れることが困難な事業者を貸出対象としており、需要者も、資金需要の性質に応じて民間金融機関とこれらの政府系金融機関を使い分けている。このため、中小企業が、農協等、商工中金及び日本公庫を代替的な借入先とすることができる場合は限られている。

したがって、中小企業向け貸出しの競争事業者の範囲は銀行、信用金庫及び信用組合とし、農協等、商工中金及び日本公庫については、隣接市場からの競争圧力として検討を行った。

2 地理的範囲

当事会社は、大企業・中堅企業向け貸出しと中小企業向け貸出しを分けず、地理的範囲を「新潟県」として画定することが適当と主張し、より詳細に地域を分けて審査を行う場合には、需要者が経済活動等を行う範囲の実態を踏まえて、「村上」、「新潟」、「三条」、「長岡」、「柏崎」、「十日町」、「魚沼」、「上越」、「糸魚川」及び「佐渡」という10の経済圏に分けることも考えられると説明した。この点について、公正取引委員会は、大企業・中堅企業向け貸出し及び中小企業向け貸出しそれぞれについて、以下のとおり地理的範囲を画定した。

(1) 大企業・中堅企業向け貸出し

新潟県に所在する大企業・中堅企業は、新潟県全域において経済活動を行っている者が多く、需要者アンケートによれば、約4割の大企業・中堅企業が、上記の10の経済圏を越える広い範囲において借入先を探すと回答している。また、供給者である銀行は、新潟県全域において大企業・中堅企業向け貸出し

を行うことができる体制や能力を有しており、実際に、大企業・中堅企業向け貸出しについては、新潟県全域を営業範囲としている。

一方、新潟県外に所在する銀行の店舗から借入れを行っている大企業・中堅企業は5%未満にすぎず、県境を越えて競争が行われている実態にはない。

したがって、大企業・中堅企業向け貸出しに係る地理的範囲を「新潟県」として画定した。

(2) 中小企業向け貸出し

新潟県に所在する中小企業は、上記の10の経済圏の中で経済活動を行っている者が多く、需要者アンケートによれば、約8割の中小企業が、最も遠くても自己が所在する経済圏内において借入先を探すと回答している。また、供給者である銀行、信用金庫及び信用組合は、貸出金額が比較的小さい中小企業に対しては、営業、与信管理等にかかるコストの観点から、その店舗の所在地を中心として営業活動を行っている。

一方、自己が所在する経済圏の外に所在する銀行、信用金庫又は信用組合の店舗から借入れを行う中小企業は約1割にすぎず、また、新潟県外に所在するこれらの金融機関の店舗から借入れを行う中小企業はほとんど存在しない。

したがって、中小企業向け貸出しに係る地理的範囲については、上記の10の経済圏ごとに画定した。それぞれの経済圏に含まれる市町村は、下表のとおりである。

	経済圏	経済圏に含まれる市町村
1	村上経済圏	村上市、関川村及び粟島浦村
2	新潟経済圏	新潟市、新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、田上町及び阿賀町
3	三条経済圏	三条市、加茂市、燕市及び弥彦村
4	長岡経済圏	長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町
5	柏崎経済圏	柏崎市及び刈羽村
6	十日町経済圏	十日町市及び津南町
7	魚沼経済圏	魚沼市、南魚沼市及び湯沢町
8	上越経済圏	上越市及び妙高市
9	糸魚川経済圏	糸魚川市
10	佐渡経済圏	佐渡市

第5 事業性貸出しに係る競争の実質的制限についての検討

1 大企業・中堅企業向け貸出し

(1) 当事会社の地位及び競争事業者の状況

ア 市場シェア及び競争の状況

平成28年度における当事会社の新潟県における大企業・中堅企業向け貸出しの合算市場シェアは、下表のとおりであり、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【大企業・中堅企業向け貸出しの市場シェア】

順位	金融機関名 ⁴	市場シェア ⁵
1	第四銀行	約40%
2	北越銀行	約15%
3	A	約15%
4	B	約10%
5	C	約5%
	その他	約15%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約55%・第1位		
統合後のHHI：約3,400		
HHIの増分：約1,300		

本件統合前において、当事会社のほかに13の競争事業者が新潟県に店舗を置いて大企業・中堅企業向け貸出しを行っているが、このうちAは本件統合前の北越銀行と同等の市場シェアを有する。

本件統合後の当事会社の合算市場シェアは約55%で第1位となるが、需要者アンケートによれば、Aや他の一部の銀行について、当事会社と代替的な借入先であるとの回答割合⁶が高くなっている。大企業・中堅企業はAや他の一部の銀行を当事会社と一定程度代替的な借入先であると認識している。また、新潟県においては、大企業・中堅企業のほとんどが、銀行が積極的に貸出しを行いたいと考える信用度の高い事業者であり、実際、約半数の大企業・中堅企業が、過去3年以内にAや他の一部の銀行から勧誘を受けたとしている。

以上から、Aや他の一部の銀行は本件統合後の当事会社に対する牽制力として機能していくものと認められる。

⁴ 競争事業者については、匿名とするため、任意のアルファベットを用いている。以下同じ。

⁵ 37.5%以上42.5%未満を「約40%」とするなど、5%単位で記載している。以下同じ。

⁶ 第四銀行から借入れを行っている需要者に対し、仮に借入れを行った當時に第四銀行がなかったとした場合、代わりにどの金融機関（北越銀行を含む）から借入れを行ったと考えられるかについて質問（複数回答可）し、それぞれの金融機関ごとに、全回答者のうち当該金融機関から借入れを行ったと考えられると回答した者の割合を集計したもの（北越銀行から借入れを行っている需要者にも、同様の質問を行った。）

イ 競争事業者の供給余力

いずれの競争事業者についても十分な供給余力を有しているほか、競争事業者に対するヒアリングによれば、新潟県内の店舗が少ない競争事業者についても、大企業・中堅企業に対しては新潟県内全域を営業範囲として遠方の需要者にも訪問を行っており、限られた店舗や人員は、大企業・中堅企業向け貸出しを行うまでの制約とはならないとのことである。

したがって、競争事業者は、資金面及び体制面において十分な供給余力を有すると認められる。

ウ 小括

以上から、競争事業者からの圧力が認められる。

(2) 参入

銀行は、既に銀行業に係る免許を有しているため、制度上の参入障壁は存在しない。しかし、競争事業者に対するヒアリングによれば、過去5年間に新潟県内に新たに店舗を設置した銀行はなく、今後、新店舗の設置を予定する銀行も存在しない。このため、参入圧力は認められない。

(3) 隣接市場からの競争圧力

ア 地理的隣接市場からの競争圧力

前記第4の2(1)のとおり、実際に新潟県外に所在する銀行の店舗から借り入れを行う大企業・中堅企業は5%未満にすぎないが、需要者アンケートによれば、約15%の大企業・中堅企業が、仮に貸出条件が悪化した場合に新たな借入先を探す際には、新潟県外に所在する銀行の店舗も含めて借入先を探すと回答している。また、前記(1)アのとおり、新潟県には銀行が積極的に貸出しを行いたいと考える信用度の高い大企業・中堅企業が多い。

したがって、新潟県外に所在する銀行の店舗から一定程度の競争圧力が働いていると認められる。

イ 農協等からの競争圧力

農協等は、法令等による一定の制約はあるものの、新潟県においては、当回事社と競合する大企業・中堅企業にも貸出先を拡大しており、貸出残高も一定規模に及ぶ。

したがって、農協等から一定程度の競争圧力が働いていると認められる。

ウ D B Jからの競争圧力

D B Jは、長期かつ多額の事業資金を必要とする場合に、民間金融機関か

らの資金調達を補完する目的で利用されているため、D B Jによる競争圧力は限定的である。

(4) 需要者にとっての取引先変更⁷の容易性

需要者アンケートによれば、本件統合後に当事会社が金利の引上げを行った場合等に当事会社以外の銀行から借入れを行うことを「検討する」と回答した大企業・中堅企業は約6割と相当程度存在する。この点、当事会社から借入れを行っている大企業・中堅企業のうち約6割が、実際に当事会社以外の銀行からも借入れを行っており、特にそのような大企業・中堅企業にとっては借入先を当事会社以外の銀行に変更することは比較的容易であると考えられる。また、前記(1)アのとおり、信用度の高い大企業・中堅企業が多い中で当事会社以外の銀行が相当程度勧誘を行っており、供給余力も十分であることからすると、大企業・中堅企業は、取引先を容易に変更することができると認められる。

(5) 総括

以上から、需要者にとっての取引先変更の容易性が認められる中、競争事業者からの圧力が認められることに加え、隣接市場からの競争圧力が一定程度認められることからすると、本件統合により、大企業・中堅企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になることはなく、当事会社が、単独行動によって、新潟県における大企業・中堅企業向け貸出しに関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

また、第4の1(1)のとおり、事業性貸出しは個々の需要者の事業や財務の状況等に応じて個々の需要者ごとに貸出条件が設定されており、競争事業者の行動を予測することは困難であると考えられることから、本件統合により、当事会社と競争事業者との協調的行動によって、新潟県における大企業・中堅企業向け貸出しに関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはないと認められる。

2 中小企業向け貸出し

(1) 当事会社の地位及び競争事業者の状況

ア 市場シェア及び競争の状況

平成28年度における当事会社の各経済圏における中小企業向け貸出しの合算市場シェアは、後記(ア)及び(イ)の各表のとおりであり、いずれの経済圏についても水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

⁷ 当事会社からの借入れを減らし、その減らした分について、現に借入実績のある競争事業者からの借入れを増やす場合のほか、現に借入実績のない競争事業者から新たに借り入れる場合を含む。以下同じ。

(ア) 本件 7 経済圏

下表のとおり、「村上」、「三条」、「柏崎」、「十日町」、「魚沼」、「上越」及び「糸魚川」の各経済圏（以下「本件 7 経済圏」という。）においては、それぞれ、1から2の競争事業者（注）が本件統合前の当事会社の少なくとも一方と同等又はそれ以上の市場シェアを有している。当該競争事業者は、地方銀行の場合もあれば、各経済圏を地盤とする信用金庫や信用組合の場合もある。

（注）村上経済圏のD及びE、三条経済圏のG、柏崎経済圏のJ、十日町経済圏のM、魚沼経済圏のP、上越経済圏のS及びT並びに糸魚川経済圏のV

本件 7 経済圏において本件統合後の当事会社の合算市場シェアは約40から55%で第1位となるが、需要者アンケートによれば、中小企業は当該競争事業者について、当事会社相互間と同等又はそれ以上に当事会社と代替的な借入先であると認識している。加えて、同アンケートによれば、約4から6割の中小企業が過去3年以内に当該競争事業者から勧誘を受けたとしている。以上から、当該競争事業者は、本件統合後においても引き続き当事会社に対する牽制力として機能していくものと認められる。

また、当該競争事業者以外にも一定の市場シェアを有する競争事業者が存在するが、需要者アンケートによれば、これらの競争事業者の中にも当事会社と代替的な借入先であるとの回答割合が高く、相当程度勧誘を行っている者が存在するため、そのような競争事業者も本件統合後の当事会社に対する牽制力として一定程度機能していくものと認められる。

【村上経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	D	約30%
2	第四銀行	約30%
3	E	約10%
4	北越銀行	約10%
5	F	約10%
	その他	約10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約40%・第1位		
統合後のHHI：約2,800		
HHIの増分：約700		

【三条経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約35%
2	G	約20%
3	北越銀行	約15%
4	H	約10%
5	I	約10%
	その他	約10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約45%・第1位		
統合後のHHI：約2,700		
HHIの増分：約800		

【柏崎経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約30%
2	J	約25%
3	北越銀行	約20%
4	K	約15%
5	L	約5%
	その他	約5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約55%・第1位		
統合後のHHI：約3,600		
HHIの増分：約1,400		

【十日町経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約25%
2	M	約25%
3	北越銀行	約25%
4	N	約20%
5	O	約5%
	その他	約5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約50%・第1位		
統合後のHHI：約3,400		
HHIの増分：約1,200		

【魚沼経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約30%
2	北越銀行	約20%
3	P	約15%
4	Q	約10%
5	R	約5%
	その他	約20%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約50%・第1位		
統合後のHHI：約3,100		
HHIの増分：約1,200		

【上越経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約35%
2	北越銀行	約15%
3	S	約15%
4	T	約15%
5	U	約10%
	その他	約10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約50%・第1位		
統合後のHHI：約2,900		
HHIの増分：約1,000		

【糸魚川経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	北越銀行	約25%
2	第四銀行	約25%
3	V	約25%
4	W	約10%
5	X	約5%
	その他	約10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約50%・第1位		
統合後のHHI：約3,400		
HHIの増分：約1,300		

(イ) 本件 3 経済圏

下表のとおり、「新潟」、「長岡」及び「佐渡」の各経済圏（以下「本件 3 経済圏」という。）においては、本件統合前の当事会社の少なくとも一方と同等又はそれ以上の市場シェアを有する競争事業者は存在しないが、新潟経済圏において Y, 長岡経済圏において BB 及び CC, 佐渡経済圏において EE 及び FF が一定の市場シェアを有する。需要者アンケートによれば、これらの競争事業者について、当事会社と代替的な借入先であるとの回答割合が高くなっている中には当事会社相互間と同等又はそれ以上に当事会社と代替的な借入先であると認識されている者もいる。また、同アンケートによれば、本件 3 経済圏それぞれにおいて、半数超の中小企業が過去 3 年以内にこれらの競争事業者から勧誘を受けたとしている。

以上から、これらの競争事業者は本件統合後の当事会社に対する牽制力として一定程度機能していくものと認められる。

【新潟経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約 35 %
2	北越銀行	約 20 %
3	Y	約 15 %
4	Z	約 5 %
5	AA	約 5 %
	その他	約 20 %
	合計	100 %
合算市場シェア・順位：約 55 %・第 1 位		
統合後のHHI：約 3,500		
HHI の増分：約 1,500		

【長岡経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	北越銀行	約 35 %
2	第四銀行	約 25 %
3	BB	約 15 %
4	CC	約 10 %
5	DD	約 5 %
	その他	約 10 %
	合計	100 %
合算市場シェア・順位：約 60 %・第 1 位		
統合後のHHI：約 4,100		
HHI の増分：約 1,800		

【佐渡経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約 35 %
2	北越銀行	約 25 %
3	EE	約 20 %
4	FF	約 15 %
	その他	約 5 %
	合計	100 %
合算市場シェア・順位：約 60 %・第 1 位		
統合後のHHI：約 4,300		
HHI の増分：約 1,800		

イ 競争事業者の供給余力

銀行は、いずれも十分な供給余力を有しており、特定の地域において貸出しを行う信用金庫及び信用組合についても、基本的に、各経済圏における当回事会社の貸出残高と同等又はそれ以上の供給余力を有している。

また、競争事業者に対するヒアリングによれば、貸出しの増加に当たり体制面においても特段の問題はないとのことである。

したがって、競争事業者は、資金面及び体制面において十分な供給余力を有すると認められる。

ウ 小括

以上から、本件7経済圏については競争事業者からの圧力が相当程度認められ、本件3経済圏については競争事業者からの圧力が一定程度認められる。

(2) 参入

前記1(2)と同様に、参入圧力は認められない。

(3) 隣接市場からの競争圧力

ア 地理的隣接市場からの競争圧力

前記第4の2(2)のとおり、実際に自己の所在する経済圏の外に所在する銀行、信用金庫及び信用組合の店舗から借入れを行う中小企業は約1割にすぎないが、需要者アンケートによれば、各経済圏において、約10から30%の中小企業が、仮に貸出条件が悪化した場合に新たな借入先を探す際には、自己の所在する経済圏の外に所在する銀行、信用金庫及び信用組合の店舗も含めて借入先を探すと回答している。ただし、自己の所在する経済圏の外の経済圏においては、前記(1)ア(ア)及び(イ)のとおり、当回事会社が相当程度の地位を占めているため、自己の所在する経済圏の外に所在する銀行、信用金庫及び信用組合の店舗からの競争圧力は限定的であると認められる。

また、前記第4の2(2)のとおり、新潟県外に所在する銀行、信用金庫及び信用組合の店舗から借入れを行う中小企業はほとんど存在せず、需要者アンケートによれば、仮に貸出条件が悪化した場合に新たな借入先を探す際に、新潟県外に所在する銀行、信用金庫及び信用組合の店舗も含めて借入先を探すと回答した中小企業はほとんど存在しない。したがって、新潟県外に所在する銀行、信用金庫及び信用組合の店舗からの競争圧力が働いているとは認められない。

イ 農協等からの競争圧力

農協等は、中小企業向け貸出しについては、農業者等以外への貸出実績はほとんどないため、農業者等以外の幅広い事業者を対象とする中小企業向け

貸出しに対する競争圧力は限定的である。

ウ 商工中金及び日本公庫からの競争圧力

前記第4の1(3)イのとおり、商工中金及び日本公庫は、政府系金融機関として、法令等に基づき、基本的に民業補完の観点から民間金融機関から借り入れることが困難な事業者を貸出対象としている。また、他の金融機関に対するヒアリングによれば、これらの政府系金融機関と競合するとしても、設備資金等の一部においてのみであるとのことであった。

この点、第四銀行のデータを用いて、需要者が第四銀行と競合する民間金融機関（銀行、信用金庫及び信用組合）から借入れを行っている場合に第四銀行が当該需要者に提示する金利水準と、需要者が政府系金融機関（商工中金及び日本公庫）から借入れを行っている場合に第四銀行が当該需要者に提示する金利水準に有意な差がみられるのかについて、需要者の信用格付等金利水準に影響を与える要因を調整しつつ経済分析を行ったが、後者の金利水準の方が統計的に有意に高いという分析結果が得られた。このことは、第四銀行と民間金融機関の競合の程度と比較すると、第四銀行と政府系金融機関の競合の程度が弱いことを示唆するものである。

したがって、商工中金及び日本公庫による競争圧力は限定的である。

(4) 需要者にとっての取引先変更の容易性

需要者アンケートによれば、本件統合後に当事会社が金利の引上げを行った場合等に当事会社以外の競争事業者から借入れを行うことを「検討しない」と回答した者は約4分の1であるのに対して、「検討する」と回答した者は約半数と一定程度存在し、「検討する」と回答した者の多くが切替先として選択した金融機関は、各経済圏において牽制力となり得る競争事業者である。この点、当事会社から借入れを行っている中小企業のうち約6割が、実際に当事会社以外の競争事業者からも借入れを行っており、特にこのような中小企業にとっては借入先を当事会社以外の競争事業者に変更することは比較的容易であると考えられる。また、前記(1)ア(ア)及び(イ)のとおり、本件3経済圏を含む各経済圏において競争事業者が相当程度勧誘を行っており、供給余力も十分であることからすると、中小企業は、取引先を一定程度容易に変更することができると言められる。

(5) 総括

以上から、各経済圏において需要者にとっての取引先変更の容易性が一定程度認められる中、競争事業者からの圧力が、本件7経済圏については相当程度、本件3経済圏については一定程度認められることからすると、本件統合により、中小企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況

になることはなく、当事会社が、単独行動によって、各経済圏における中小企業向け貸出しに関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはないと認められる。

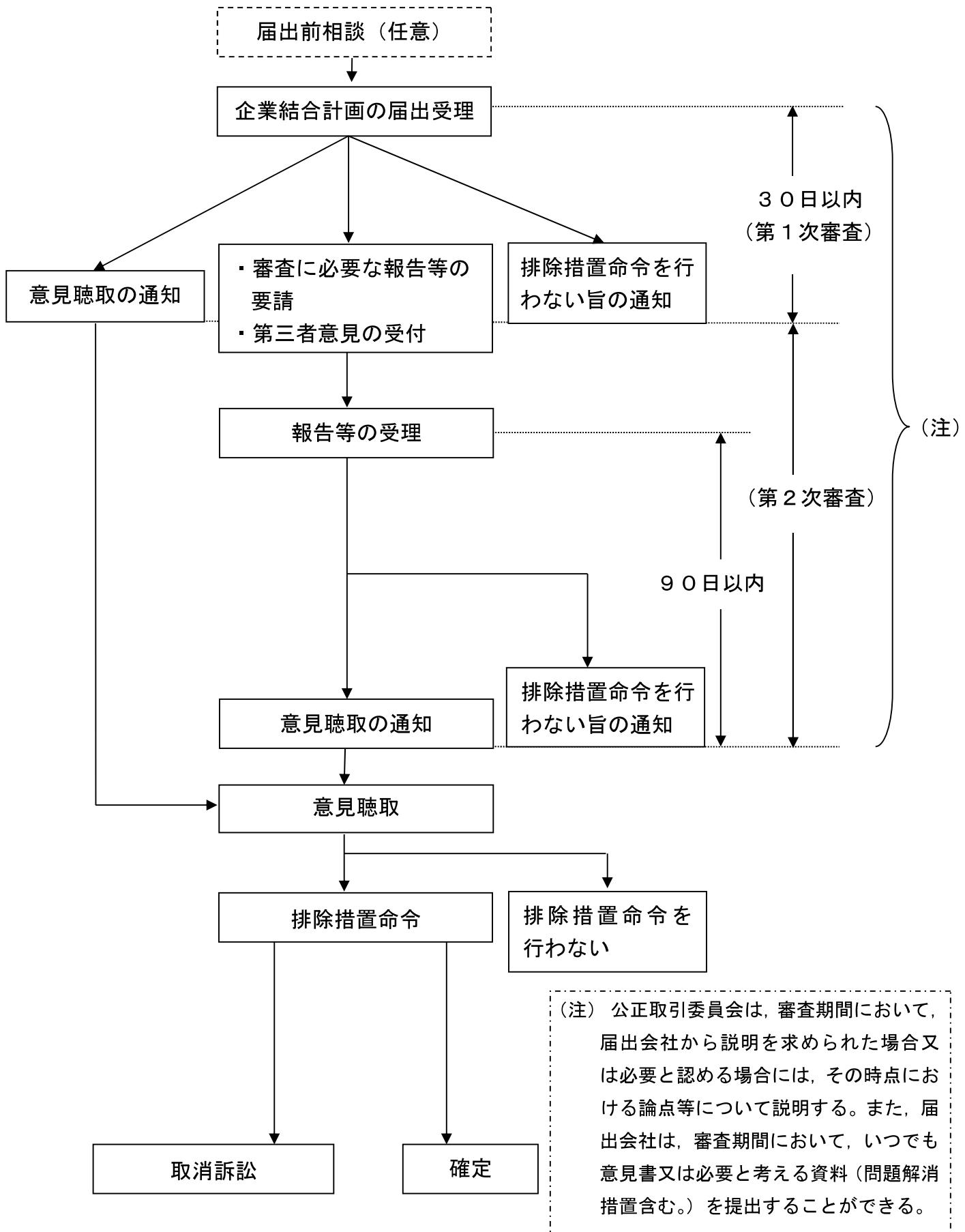
また、第4の1(1)のとおり、事業性貸出しは個々の需要者の事業や財務の状況等に応じて個々の需要者ごとに貸出条件が設定されており、競争事業者の行動を予測することは困難であると考えられることから、本件統合により、当事会社と競争事業者との協調的行動によって、各経済圏における中小企業向け貸出しに関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはないと認められる。

第6 結論

以上から、本件統合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはないと判断した。

以上

(参考 1) 企業結合審査の手続に関するフローチャート



(参考2) <企業結合審査のフローチャート>

企業結合審査の対象となるか否かの判断

株式保有、役員の兼任、合併、分割、共同株式移転、事業譲受け等の行為類型ごとに検討

例：企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権を合計した割合が 50%超 又は 20%超かつ同割合の順位が単独第1位

兼任役員が双方に代表権を有する等

例：議決権保有比率が 10%以下 かつ役員兼任なし
同一の企業結合集団に属する会社の合併、事業譲受け等

対象となる

対象とならない

一定の取引分野の画定

当事会社グループが行っている事業すべてについて、取引対象商品の範囲、地理的範囲等をそれぞれ画定する。一定の取引分野の画定に当たっては、基本的には、需要者にとっての代替性の観点から、また、必要に応じて供給者にとっての代替性の観点からも判断することとなる。

画定された一定の取引分野ごとに競争を実質的に制限することとなるか否かを判断

【水平型】①HHI 1,500 以下 ②HHI 1,500 超 2,500 以下かつHHI 増分 250 以下
又は ③HHI 2,500 超かつHHI 増分 150 以下

該当する

【垂直・混合型】①市場シェア 10%以下 又は ②HHI 2,500 以下かつ市場シェア 25%以下

該当する

2つの観点から検討

単独行動による競争の実質的制限についての検討

【当事会社グループの地位及び競争者の状況】

- ・市場シェア及びその順位
 - ・当事会社間の従来の競争の状況等
 - ・競争者の市場シェアとの格差
 - ・競争者の供給余力及び差別化の程度
- 【輸入】
制度上の障壁の程度、輸入に係る輸送費用の程度や流通上の問題、輸入品との代替性の程度、海外の供給可能性の程度
- 【参入】
制度上・実態面での参入障壁の程度、参入者の商品との代替性の程度、参入可能性の程度

【その他】

- ・隣接市場からの競争圧力・需要者からの競争圧力
- ・総合的な事業能力・効率性・経営状況等

協調的行動による競争の実質的制限についての検討

【当事会社グループの地位及び競争者の状況】

- ・競争者の数等
 - ・当事会社間の従来の競争の状況等
 - ・競争者の供給余力
- 【取引の実態等】
取引条件、需要動向、技術革新の動向、過去の競争の状況等
- 【その他】
・輸入、参入、隣接市場、需要者からの競争圧力
・効率性及び当事会社グループの経営状況等

各要素を総合勘案

各要素を総合勘案

一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとの判断

問題あり

問題なし

問題なし

単独・協調とも問題がない場合に限る。

問題なし

直ちに一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないとの判断

問題あり

問題なし

問題なし